

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-05-29

建議書

(発行年 / Year)

1910

建議書

郡上郡戸籍表一同

謹テ建議スル要旨ハ民法第七百四十三條ニ依
リ夫カ分家ヲナシタルトキハ同法第七百四十
五條ニ依リ妻ハ隨ヒテ其家ニ入ルヲ得ヘキ處
該夫妻カ直系卑屬タル意思表示ノ能力ナキ幼
年ノ子ヲ携帶セントスルモ其途無之ニ付之ヲ
携帶シ得ルノ途ヲ開カレンコトヲ建議スルニ
アリ

抑家族ニシテ妻子アルモノ、分家ヲナスノ目
的ハ獨立ノ生計ヲ營ミ將來ニ於テ直系卑屬タ
ル順位者ヲシテ其家ヲ繼承セシメントスルニ
外ナラス而ルニ現行民法ヲ按スルニ意思表示

法典調査會

ノ能力ナキ幼年ノ子ハ分家シタル父ノ家ニ隨
ヒテ入ルコトヲ得又故ニ其幼者カ意思表示ノ
能力發達スル迄ノ間ニ於テ其夫妻ノ子ヲ擧ゲ
タル時ハ法定ノ推定家督相續權ハ分家後擧ゲ
タル子ニ於テ自然之ヲ取得シ本家ニアル子ハ
該相續權ヲ喪失スルノ不幸ヲ見ルニ至ル依テ
其結果分家ニアル子ニ於テ家督相續ヲナスヘ
キニ至リ本家ニアル子ニ相續セシメントスル
父母ノ意思ニ反シ剩ヘ自然ノ理ニ反キ社會ノ
人情ニ悖リ甚穩カナラスト思料致候條本建議
ノ如キ意思表示ノ能力ナキ幼年者ハ分家シタ
ル父ニ隨フテ入ルコトヲ得可キ様民法改正ノ
途ヲ講究アランコトヲ切ニ望ム

議候也
右八本郡戸籍夫一同協議ヲ遂ケ茲ニ謹テ及建

明治三十四年一月十四日

岐阜縣郡上郡戸籍吏總代

八幡町戸籍吏

松下五平

川合村戸籍吏

佐藤勝徳

司法大臣男爵金子堅太郎殿